

参考－ 8

一 般 県 民 の 協 力 事 項

河川、堤防及び附属工作物の保護等についての一般県民の協力及び努力事項は、次のとおりである。

- 1 護岸水勢測量計及び量水表等の河川の施設物にみだりに触れないこと。
- 2 堤防の破損を招き、または流水の疎流を妨げるような設備をしないこと。
- 3 堤防にみだりに杭木を打込み、あるいは植樹をしないこと。
- 4 堤防上或いは堤外に、廃棄物を投棄しないこと。
- 5 河川区域或いは河川の工作物に破損を生じたときや、出水時に堤防及び護岸に危険があるときには、速やかに所管の県土木センター・土木事務所に通報すること。
- 6 その他河川及び堤防に害を及ぼすような行為をしないこと。